

令和4年度

教職課程

自己点検評価報告書

札幌学院大学

札幌学院大学 大学院

令和5年4月

札幌学院大学 教職課程認定学部・学科一覧

- ・人文学部（こども発達学科、人間科学科、英語英米文学科）
- ・法学部（法律学科）
- ・経済経営学部（経済学科、経営学科）※

※令和3年度開設（令和2年度まで経済学部経済学科、経営学部会計ファイナンス学科、経営学科）

札幌学院大学大学院 教職課程認定学部・学科一覧

- ・法学研究科

大学としての全体評価

基準領域1の教職員の共通理解に基づく協働的取り組み、ならびに基準領域3の適切な教職課程カリキュラムについて、取り組みやその成果が十分と言えない事項はあるものの、おおよそ適正と評価する。札幌学院大学において教職課程の教学マネジメントを担う教職課程委員会を年11回開催し、教職課程のカリキュラム編成から教職課程履修学生の情報に関する共有し、より効果的教員養成教育を計画、実施、検証を行ない、機能していると評価する。教職課程編成に必要な実務家教員を含む専任教員を配置し、教育理論と実践的教育手法をバランス良く学修出来るようにしている。一方、本学は3ポリシー改善や学修成果の可視化の過渡期にあるため、教職課程への反映が遅れている問題を認識している。

基準領域2の学生の確保・育成・キャリア支援については概ね良いと評価する。教職課程を履修可能な学科の学生総数に占める教職課程履修学生総数の割合は14.3%となる。令和3年度の大学全卒業者数は570名、全卒業者数に占める教員免許状取得者数は42名で、大学全卒業者の内7.4%の卒業者が教員免許状を取得して卒業する。令和3年度の大学全就職者数は440名なので、大学全就職者の内6.1%が正規採用と非正規任用で教職へ就く。免許状取得状況は延べ人数で見ると令和2年度89名、令和3年度93名、令和4年度96名と純増であるが、卒業者数も増加していることから相対的な免許状取得者の割合は低下している。教員免許を取得する学生を増加させる取り組みの余地はあり得るが、文部科学省が調査している公立学校教員採用試験の採用倍率が平成12年から持続的に低下している現状を考えると、札幌学院大学は教員を安定して養成し、社会へ送り出していると評価する。

札幌学院大学

学長 河西 邦人

目次

I	教職課程の現況及び特色	1
II	基準領域ごとの教職課程自己点検評価	7
	基準領域1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な 取り組み	7
	基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援	15
	基準領域3 適切な教職課程カリキュラム	22
III	総合評価	31
IV	「教職課程自己点検評価報告書」作成プロセス	32
V	現況基礎データ一覧	33

I 教職課程の現況及び特色

1 現況

(1) 大学名：札幌学院大学、札幌学院大学大学院

(2) 所在地：(江別キャンパス) 人文学部、法学部、大学院法学研究科
北海道江別市文京台 11 番地
(新札幌キャンパス) 経済経営学部
北海道札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 1-1

(3) 教職課程の現況

① 認定を受けている教職課程

<学部>

学部・学科名	免許状の種類及び教科
人文学部 こども発達学科	小学校教諭一種免許状
人文学部 人間科学科	中学校教諭一種免許状 (社会)
	高等学校教諭一種免許状 (地理歴史)
	高等学校教諭一種免許状 (公民)
	特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者)
人文学部 英語英米文学科	中学校教諭一種免許状 (英語)
	高等学校教諭一種免許状 (英語)
法学部 法律学科	中学校教諭一種免許状 (社会)
	高等学校教諭一種免許状 (公民)
経済経営学部 経済学科 ※	中学校教諭一種免許状 (社会)
	高等学校教諭一種免許状 (公民)
経済経営学部 経営学科 ※	高等学校教諭一種免許状 (商業)

※令和3年度より経済経営学部設置。

<改組前の学部学科>

経済学部経済学科 (中学校一種 (社会)、高等学校一種 (地理歴史、公民))

経営学部会計ファイナンス学科、経営学科 (高等学校一種 (商業))

<大学院>

研究科・選考	免許状の種類及び教科
法学研究科 法学専攻	中学校教諭専修免許状 (社会)
	高等学校教諭専修免許状 (公民)

②教職課程履修学生数（令和4年5月1日現在）

<学部>

学部	学科	1年	2年	3年	4年	計	学生総数
人文学部	こども発達学科	45	50	33	42	170	410
	人間科学科	22	17	29	14	82	192
	英語英米文学科	15	19	15	15	64	229
法学部	法律学科	1	8	9	7	25	592
経済経営学部	経済学科	4	9	—	—	13	317
	経営学科	8	1	—	—	9	336
経営学部※	会計ファイナンス学科	—	—	8	3	11	102
	経営学科	—	—	7	2	9	306
経済学部※	経済学科	—	—	9	9	18	327
合計		95	104	110	92	401	2811

※経営学部、経済学部は令和2年度入学生までで募集終了。

（令和3年度より経済経営学部へ改組）

<大学院>

研究科	専攻	1年	2年	計	学生総数
法学研究科	法学専攻	0	0	0	9
合計		0	0	0	9

③教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

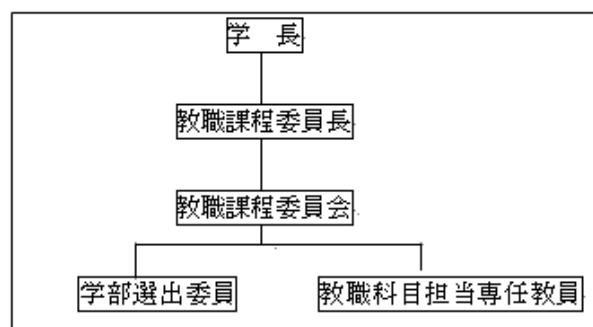
組織名称：教職課程委員会

教職課程委員会は、全学の常設委員会として教職課程に関する立案を行い、関連教授会に提案を行う。委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教職課程の設置及び編成に関する事項
- (2) 教育職員免許法に係る課程認定申請に関する事項
- (3) 教職課程のカリキュラムの編成及び改善に関する事項
- (4) 教育実習の実施に関する事項
- (5) 教員免許状更新講習に関する事項
- (6) その他教員養成に関する事項

構成員：(1) 教職科目を担当する専任教員

(2) 各学部教授会において選出され、大学協議会で承認された委員



④教員数表

<学部>

●教科に関する専門的事項

学部・学科	免許状種類	科目担当教員数		
		専任	兼担	兼任
人文学部 こども発達学科	小一種免	5	3	2
人文学部 人間科学科	中一種免（社会）	4	2	11
	高一種免（地理歴史）	3	1	4
	高一種免（公民）	3	2	8
人文学部 英語英米文学科	中一種免（英語）	12	0	6
	高一種免（英語）	12	0	6
法学部 法律学科	中一種免（社会）	8	3	10
	高一種免（公民）	6	3	7
経済経営学部 経済学科	中一種免（社会）	11	3	10
	高一種免（公民）	11	3	9
経済経営学部 経営学科	高一種免（商業）	10	1	1

●特別支援教育に関する科目

学部・学科	免許状種類	科目担当教員数		
		専任	兼担	兼任
人文学部 人間科学科	特支一種免（知・肢・病）	3	0	6

●教育の基礎的理解に関する科目（各教科の指導法を含む。）

学部・学科	免許状種類	科目担当教員数		
		専任	兼担	兼任
人文学部 こども発達学科	小一種免	3	7	5
人文学部 人間科学科	中一種免（社会）	3	4	4
人文学部 英語英米文学科	中一種免（英語）			
法学部 法律学科	高一種免（地理歴史）			
経済経営学部 経済学科	高一種免（公民）			
経済経営学部 経営学科	高一種免（商業）			

<大学院>

●大学が独自に設定する科目

研究科・専攻	免許状種類	科目担当教員数		
		専任	兼担	兼任
法学研究科 法学専攻	中一種免（社会）	9	0	2
	高一種免（公民）	9	0	2

④教員免許状取得状況（一括申請・過去3年）

<学部>

学部・学科	免許状種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人文学部 こども発達学科	小一種免	25	19	29
	中一種免（英語）※			2
	特支一種免（知・肢・病）	18	14	18
人文学部 人間科学科	中一種免（社会）	8	7	5
	高一種免（地理歴史）	9	8	7
	高一種免（公民）	8	8	5
	特支一種免（知・肢・病）	3	6	4
	小一種免※			1
人文学部 英語英米文学科	中一種免（英語）	6	10	7
	高一種免（英語）	6	10	7
	特支一種免（知・肢・病）		1	
	小一種免※	1	1	
法学部 法律学科	中一種免（社会）	1	1	2
	高一種免（地理歴史）		1	—
	高一種免（公民）		1	2
	特支一種免（知・肢・病）			1
経済学部 経済学科	中一種免（社会）	1	1	1
	高一種免（地理歴史）		1	1
	高一種免（公民）		1	1
	特支一種免（知・肢・病）			1
経営学部 会計ファイナンス学科	高一種免（商業）			1
経営学部 経営学科	高一種免（商業）	3	3	1

※：他学科履修により取得

<大学院>

研究科・専攻	免許状種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法学研究科 法学専攻	中一種免（社会）	0	0	0
	高一種免（公民）	0	0	0

⑤教員就職状況（過去3年）

<学部>

学部・学科	学校種・教科	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規
人文学部 こども発達学科	小学校	6	6	9	2	14	2
	特別支援学校	7	3	3		3	3
人文学部 人間科学科	中学校（社会）					1	
	高等学校（地理歴史）		1		1		
	高等学校（公民）						
	特別支援学校	3		2	3		1
人文学部 英語英米文学科	中学校（英語）		3	1		1	
	高等学校（英語）	1		1	2	2	
	特別支援学校				1		
	小学校			1			
法学部 法律学科	中一種免（社会）						
	高一種免（地理歴史）				1		
	高一種免（公民）						
	特別支援学校					1	
経済学部 経済学科	中一種免（社会）						
	高一種免（地理歴史）						
	高一種免（公民）						
経営学部 会計ファイナンス学科	高一種免（商業）						
経営学部 経営学科	高一種免（商業）						

※大学院は過去3年間の教員就職実績なし

2 特色

札幌学院大学は、商業高等学校において経済活動の実践的担い手を養成するために教員の充実を必要としていた地域の切なる要請に応え、大学を設置してまもなく、昭和45(1970)年4月に商学部商学科に高等学校2級普通免許状(現1種免許状)商業の課程を開設した。以来、教育界に有用な人材を輩出することをもって地域、社会の発展に貢献するといった使命を遂行すべく、教員養成に努めてきた。現在、本学の3学部6学科では、人文・法学・経済・経営の多領域において現代的課題に即したカリキュラムを展開し、これらの資源を有機的に活用して教職課程を設置・運営している。

これからの教育課程には、「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されている。また、現代の社会において児童・生徒を取り巻く問題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけでは解決の難しい問題も多い。国際的・社会的・教育的・文化的問題について幅広い視点から総合的に考察し、実践的な指導力としていく教員、及び、それらの知識を適切に活用し、「チーム学校」の一員として、社会で多様な他者と協働できる教員の育成が必

要である。

本学では、人文・法学・経済・経営等の幅広い領域について基礎的な学力をつけることができる。また、各種の「体験学習」、「実習」、「国際交流活動」等が設けられ、机上で学ぶ知識だけではなく、実践的にそれらを活用する能力も身につけることができる。これらの知識及び実践的な活用能力は、教員としての実践性・協働性に大いに資するものと考えられる。「幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教育界に求める」とした『大学における教員養成の原則』に照らして意義のあるものである。

II 基準領域ごとの教職課程自己点検評価

基準領域1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

基準項目1-1 教職課程教育の目的・目標の共有

《1-1-①》

教職課程教育の目的・目標を、「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて設定し、育成を目指す教師像とともに学生に周知している。

〔現状説明〕

＜教員養成の理念と目標＞

北海道教育委員会では平成29（2017）年12月、「北海道における『求める教員像』」を3点に集約して発表した。それらは、第1に、[教職を担うに当たり必要となる素養に関連する観点]として、「教育者として、強い使命感・倫理観と、子どもへの深い教育的愛情を、常に持ち続ける教員」、第2に、[教育又は保育の専門性に関連する観点]として、「教育の専門家として、実践的指導力や専門性の向上に、主体的に取り組む教員」、第3に、[連携及び協働に関連する観点]として、「学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働しながら、課題解決に取り組む教員」である。

札幌学院大学の教員養成の理念は、第1に、これらの観点を踏まえ、広く社会に貢献しうる教員を輩出すること、第2に、札幌学院大学の理念である、「自律」・「人権」・「共生」・「協働」を踏まえ、地域に開かれ、地域に学び、地域社会の教育課題に貢献しうる教員の輩出である。

本学は、この理念のもと、多様な資質を持った児童・生徒が未来に夢と希望を抱き、個性豊かに成長するような教育・指導・学級経営ができる教員の育成を目指し、次の事項を教育の目標に掲げる。

1. 教育者としての強い使命感と子どもへの深い愛情を有する教員を育成する。
2. 広く豊かな教養と深い専門的知識を踏まえた実践的な指導力を有し、研鑽を続ける教員を育成する。
3. 「チーム学校」の一員として、地域社会や保護者と連携・協働しながら、課題解決に取り組むことができる教員を育成する。

上記の「教員養成の理念と目標」は本学の「履修要項」、「大学ホームページ」において掲載し、ガイダンスにおいて周知している。

〔長所・特色〕

- ・大学の理念を踏まえて、地域社会に貢献できる教員の育成・養成を目標としている。
- ・北海道の各地から本学に入学する学生が多く、また教員としても北海道を勤務地として希望する学生がほとんどであることから、上記のように、北海道や札幌市が『求める教員像』を踏まえた教員の育成・養成を目標としている。

以上の点が、本学の特色であり、長所である。

〔取り組み上の課題〕

教職課程としては上記の目標に基づき教員の育成・養成を行っているが、これらの目標は各学科の DP を十分に踏まえて設定しているものとは言えない。

これに対する対応としては、令和 5（2023）年度に各学科において DP と教員養成の目標との関連について十分に議論を重ねることを、各学科選出の教職課程委員を通じて、各学科長および教務委員に依頼する。そして、令和 6（2024）年度分から履修要項の各学科のセクションに DP と育成を目指す教師像との関連について、記載を求める。

＜根拠となる資料・データ等＞

履修要項（諸資格課程：I．教職課程）、

札幌学院大学ホームページ（参照日：令和 5 年 2 月 17 日）

（教育職員免許状(教職課程)）

<https://www.sgu.ac.jp/qualification/katei/kyoushoku.html>

（教員の養成の状況についての情報の公表）

https://www.sgu.ac.jp/qualification/katei/kyoushoku_info.html

《 1 - 1 - ② 》

育成を目指す教師像の実現に向けて、関係教職員が教職課程の目的・目標を共有し、教職課程教育を計画的に実施している。

〔現状説明〕

毎年度、教職課程委員会では、履修要項に掲載する内容（理念や目標、履修にあたっての心構えなど）を確認することで、関係教職員が教職課程の目的・目標を共有し、教職課程教育を計画的に実施している。シラバス作成において「授業の到達目標」「授業内容」ほかを明記して学生に的確に伝達するよう努めている。また、教育実習に向けての指導、教員採用試験対策指導等についても、各教員が連携して対応している。

〔長所・特色〕

シラバスでは到達目標に加え、内容では授業前・授業後の学生の活動を含めて、当該の時間に学生が行うべきことを明記し、またそれを学生がアクセスしやすい方法で公開しているのは、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

上述のように、教育実習に向けての指導、教員採用試験対策指導等については、各教員が連携して対応していて、教員によってはそれに膨大な時間をかけている。しかし、それらについての全てが担当授業時間数として計上されているわけではなく、また会議等で、指導に要した時間や内容の報告がされているわけでもない。従って、教員の個人的な教育活動が可視化されにくく、大学全体としても当たり前なことと捉えられ、関心や評価がさ

れにくいらいがある。

これらについての対応としては、このような取り組みについて、当該教員から会議等での報告を求め、全体で共有することが令和5(2023)年度から直ちに行えることであろう。そのことによって、これらの尽力を当然視することなく、大学全体で教職課程を支援することにつながっていく可能性がある。

<根拠となる資料・データ等>

履修要項、

札幌学院大学シラバス（参照日：令和5年2月17日）、

<https://newportal.sgu.ac.jp/campusweb/slbsskgr.do>

シラバス作成ガイドライン（札幌学院大学 全学教務委員会）

《1-1-③》

教職課程教育を通して育もうとする学修成果（ラーニング・アウトカム）が、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて具体的に示されるなど、可視化を図っている。

〔現状説明〕

教職課程教育を通して育もうとする学修成果（ラーニング・アウトカム）については、教職課程としての教員養成の目標には当然示されている。しかし、それが「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて具体的に示されるなどの可視化を図っている現状にはない。

〔長所・特色〕

なし。

〔取り組み上の課題〕

教職課程教育を通して育もうとする学修成果（ラーニング・アウトカム）について、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて具体的に示されるなどの可視化を図る必要がある。

これに対する対応としては、1-1-①同様、令和5(2023)年度に各学科においてDPと教職課程教育を通して育もうとする学修成果（ラーニング・アウトカム）との関連について十分に議論を重ねることを、各学科選出の教職課程委員を通じて、各学科長および教務委員に依頼する。そして、令和6(2024)年度分から履修要項の各学科のセクションに記載を求める。

<根拠となる資料・データ等>

履修要項、教職課程履修カルテ

基準項目 1 - 2 教職課程に関する組織的工夫

《 1 - 2 - ① 》

教職課程認定基準を踏まえた教員を配置し、研究者教員と実務家教員及び事務職員との協働体制を構築している。

〔現状説明〕

教員人事を統括している部署（政策推進課）との連携により、教職課程認定基準で定められた最低必要教員数を下回ることはないよう常に確認をしながら教員を計画的に配置し、研究者教員と実務家教員及び事務職員との協働体制を構築している。

〔長所・特色〕

任期なしの専任教員、任期付きの特別任用教員が計画的に配置され、教職課程委員会や、学科会議、教育実習に関わる打ち合わせ等様々な機会を通じて情報共有を行い、研究者教員と実務家教員及び事務職員との間に協働体制を構築している。また、本学は教員養成において開放制をとっており、教職課程を履修している学生人数の規模は決して大きくない。しかし、学生への十分な支援を行うために、専ら教職課程を担当する事務職員を2名配置している。以上は、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

本学では特別任用教員（実務家教員が中心となる）については、現状、会議への参加は職務上の義務とはされていない。従って、教授会など教職課程委員会よりも上位の会議体による決定事項についての情報共有は、特に教職課程と直接の関係がないことでは、その教員が所属する各学科の対応に委ねられている。これは情報格差を生むことでもあるので問題と考えられる。

一方で、現在「基幹教員」の制度の導入が検討されているが、これが導入された場合の特別任用教員の会議等への参加については未定である。従って、これについては大学当局と連携しつつ、情報を得ていく必要がある。

これらに対する対応としては、令和5（2023）年度に各学科選出の教職課程委員を通じて各学科の特別任用教員への情報提供のあり方について実態や問題点などを把握する。そして、基幹教員制度の議論の進行を見据えつつ、必要な情報を委員会で提供するよう努める。

＜根拠となる資料・データ等＞

教職課程委員会規程、教職課程委員会資料（教職課程委員会の運営体制について）

《 1 - 2 - ② 》

教職課程の運営に関して全学組織（教職課程センター等）と学部（学科）の教職課程担当者として適切な役割分担を図っている。

〔現状説明〕

教職課程の運営に関して全学組織（教職課程委員会）と学部（学科）の教職課程担当者として適切な役割分担を図っている。「教職課程委員会」は全学的な組織として設置され、教科教育法や教職専門科目の担当教員、各学科選出の教職課程委員で構成されている。また、運営に必要な事務は教育支援課の職員が担当しており、全学の教職課程運営に対応している。

各学科においては、前述の教科教育法、教職専門科目などの担当者や各学科選出の教職課程委員が、それぞれの学科の状況に応じて、学生の担任（ゼミナール担当者）や学科担当の事務職員らと連携して学生の指導にあたっている。

〔長所・特色〕

教員間、および教員と事務職員間の関係が密で円滑であり、些細な情報も共有し、連携して対応が可能であるのは、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

学科によっては、教職課程を履修する学生の比率が低く、また学科の性質上、教職よりも公務員や一般企業への就職に力を入れる傾向がある。それに伴って教員などの関心や理解がやや不十分であると感じられる場合がある。

これに対する対応としては、教職課程で行っている様々な全学的な催し（教育実習へ向かう学生との交流会、採用試験合格者との交流会、教師教育のための研究会、また先輩教員と後輩学生との交流会など）について、教職課程委員会、教授会を通じて各学科の教職課程委員や学科長などの参加を今まで以上に求めることや、学生についての情報の各学科との共有により力を入れることなどが考えられる。これは令和5（2023）年度から直ちに対応可能と考えられる。

＜根拠となる資料・データ等＞

教職課程委員会規程、教職課程委員会資料（教職課程委員会の運営体制について）、
教職課程委員会主催の事業に関する資料（教育実習生交流会、教職をめざす学生交流会、教師教育研究協議会）、
こども発達学科主催事業の資料（授業づくりセミナー）

《 1 - 2 - ③ 》

教職課程教育を行う上での施設・設備が整備され、ICT 教育環境の適切な利用に関しても可能となっている。

〔現状説明〕

本学教職課程教育実施に必要な施設・設備は以下の通りである。

講義室、アクティブ・ラーニング教室、演習・実習室、ワークスペース、プレゼンテーションラウンジ、コンピュータ教室、音楽室、グラウンド、体育館、トレーニングルーム、教職課程室、図書館、電子黒板、貸出用ノート PC

〔長所・特色〕

上記のような施設・設備が整備され、ICT 教育環境の適切な利用に関しても可能となっている。これらの施設・設備は、大学の管財課、教育支援課、情報処理課などによって適切に管理され、教員及び学生にとって利用しやすいものになっている。

情報機器の利用などについては、情報処理課の職員はもちろん、学生アルバイト（サポートデスクスタッフ）によっても適切にサポートされている。

学校へのデジタル端末の導入が進んでいること対応して、小学校教職課程でもデジタル教科書の一部の教科について限られた冊数ではあるが導入を進め、教育での活用をはじめている。以上の点が、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

現時点では適切に管理されているものの、機材によっては経年劣化が予想され、数年おきに修理あるいは新規購入する必要があるものもある（電子ピアノ、各種 PC など）。これに対する対応としては、担当する部署と綿密に連携し、計画的な予算措置をすることが考えられる。

デジタル教科書の全学的な導入が遅れている。これに対する対応としては、令和 5（2023）年度の導入を目指して既に予算化している。

< 根拠となる資料・データ等 >

こども発達学科におけるデジタル教科書の購入実績、

：（デジタル教科書を活用した授業づくり拡充事業）

→令和元（2019）年度以降、本学戦略的予算等を活用し継続購入

令和 4（2022）年度：音楽室における電子ピアノの更新、図工室の PC 等設備設置

《 1 - 2 - ④ 》

教職課程の質的向上のために、授業評価アンケートの活用を始め、FD（ファカルティ・ディベロップメント）やSD（スタッフ・ディベロップメント）の取り組みを展開している。

〔現状説明〕

毎月行われる教職課程委員会の議題に、教職課程独自のFD、SDを入れている。

教育効果の測定に関わる全学的な取り組みとして、本学では年に2回（前・後期各1回）、「学生による授業評価アンケート」を行うが、ここに教職課程設置科目も含まれている（履修者が6名以上の全科目を対象）。この授業評価アンケートは集計後、科目担当者の教員と所属学部、また教職専門科目については教職課程委員長に分析結果が渡される。各教員は分析結果を確認し、「自己点検・評価レポート」を教育支援課に提出し、これは所定のWebサイトを通じて学内公表される。この「自己点検・評価レポート」は教職員・学生間で共有されており、それぞれの立場から教育改善に取り組んでいる。

〔長所・特色〕

教職課程委員会のFDとしては主に学生の情報交換を毎回行っている。また、教職課程事務担当職員が参加した研修会報告をSDとして報告し、共有している。

以上の点が、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

教職課程委員会が主体となり、全学の教員の参加を求めるようなFD、SDは現在のところ実施されていない。これについては現時点では特に問題とは感じられないが、教職課程を全学的に支えるという方針からは、このような形式をとることも今後考慮されるべきかもしれない。従って、令和5（2023）年度の教職課程委員会で議題とし、検討を開始する。

<根拠となる資料・データ等>

教職課程委員会資料、授業評価アンケート、

札幌学院大学ホームページ（参照日：令和5年2月17日）、

（授業評価アンケート）<https://www.sgu.ac.jp/information/hyouka.html>

<https://www.sgu.ac.jp/edu/FDC/FDCenter03.html>

《 1 - 2 - ⑤ 》

教職課程に関する情報公表を行っている。

〔現状説明〕

教職課程に関する情報公表については、本学のホームページにおいて、「教育職員免許法施行規則第 22 条の 6」に基づき、教員養成の状況を公開している。主な項目は以下の通り。

- ・はじめに ー札幌学院大学の教職課程についてー
- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。[第 1 号関係]
- ・教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること。[第 2 号関係]
- ・教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。[第 3 号関係]
- ・卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること。[第 4 号関係]
- ・卒業者の教員への就職の状況に関すること。[第 5 号関係]
- ・教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。[第 6 号関係]

〔長所・特色〕

上記の内容について、本学教職員、学生、また学外でこれらの情報を必要とする誰もが、HP 上で簡単にアクセスできるようになっていることが、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

大学の HP の構成上、「教職課程」の内容を記述した部分の位置がやや分かりにくい可能性がある。これについては HP のトップページに教職課程についてのバナーを設けるなど、より分かりやすくする工夫が必要であり、令和 5（2023）年度の委員会で検討を開始し、大学 HP 担当者と連携して改善を図る。

＜根拠となる資料・データ等＞

札幌学院大学ホームページ（参照日：令和 5 年 2 月 17 日）

（教育職員免許状(教職課程)）

<https://www.sgu.ac.jp/qualification/katei/kyoushoku.html>

（教員の養成の状況についての情報の公表）

https://www.sgu.ac.jp/qualification/katei/kyoushoku_info.html

《1-2-⑥》

全学組織（教職課程センター等）と学部（学科）教職課程とが、教職課程の在り方により良い改善を図ることを目的とした自己点検評価を行い、教職課程の在り方を見直すことが組織的に機能しているか、この自己点検を通じて機能しつつある。

〔現状説明〕

大学主導で行われる大学の各部署に関わる事業計画・目標と自己点検評価については、毎年記載を行っている。そのプロセスを通じて、教職課程委員会においても全学的教職課程の問題を把握、学生の状況の共有、各学部との情報共有を行って、教職課程の在り方を見直すことを組織的に機能させている。

〔長所・特色〕

上記のように大学主導で行われる大学の各部署に関わる事業計画・目標と自己点検評価について、教職課程委員会として毎年記載を行い、そのデータが蓄積されていることが、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

今回示された自己点検評価項目からすると、本学の事業計画・目標には不十分な部分が散見されることが明らかとなった。これに対しては、今回の自己点検評価を通じて明らかになった課題を、令和5（2023）年度以降の教職課程委員会において順次検討していく。

＜根拠となる資料・データ等＞

教職課程委員会規程、教職課程委員会資料（教職課程委員会の運営体制について）

札幌学院大学ホームページ（参照日：令和5年2月17日）、

（大学評価について）<https://www.sgu.ac.jp/information/hyouka.html>

基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援

基準項目2-1 教職を担うべき適切な学生の確保・育成

《2-1-①》

当該教職課程で学ぶにふさわしい学生像を「入学者受け入れの方針」等を踏まえて、学生の募集や選考ないしガイダンス等を実施している。

〔現状説明〕

「入学者受け入れの方針」は特に踏まえられていない。

教職課程の履修を希望する学生は、入学時に複数回行われる教職課程ガイダンスを受講し、自ら希望して課程登録した場合に登録を受理し、選考は行っていない。また2年次以降の学生も、学生自身の希望またはそれまでの履修の状況に応じて、教職課程の履修を開始することを可としている。

〔長所・特色〕

上述のように、開放制の特色を生かし、学生へのガイダンスを丁寧に行ったうえで、必要に応じて教職員が希望する学生と面談し、学生の意志を確認して課程登録を受理している点が、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

上述のガイダンスは自由参加であり、複数回の開催である。しかし、入学当初や前期が始まって間もなくの期間に行われているため、学生にとってはあわただしく、ガイダンスを見逃してしまう可能性もある。これに対しては、毎年度の教職課程登録者数を教職課程委員会で確認し、特に履修者が少ない学科などについては、ガイダンスの持ち方を再考するなどの取り組みを、従来通り続ける。

なお、「入学者受入れの方針」を踏まえた履修者の選考は、本学の教職課程の考え方を大きく変えるものとなるため、これを実行するには全学的な議論を待つ必要がある。この報告書の全学的な共有を通じて、令和5（2023）年度以降全学に議論を求めていく。

<根拠となる資料・データ等>

履修要項（諸資格課程：Ⅰ．教職課程）、教職課程ガイダンス資料、教職課程履修カルテ

《2-1-②》

「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて、教職を担うにふさわしい学生が教職課程の履修を開始・継続するための基準を設定している。

〔現状説明〕

開始については前項に述べたとおりである。

教職課程履修継続上、関門となりうるのは「教育実習」の受講である。受講の可否については、2年次以降複数の機会を設けて、本学独自の履修基準を満たしているかを確認し、該当する学生のみが教育実習を受講できるようにしている。そのプロセスの中で、成績には必ずしも反映されない学生の適性或資質を、教職員が連携して判断している。

〔長所・特色〕

不適格な学生の教育実習受講を避けるために、上述のように複数の機会によって、また複数の教職員の連携によって、本学独自の履修基準を満たしているかを確認し、最終的に受講を許可している点が、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

近年、心や体の健康に課題や障害を抱える学生の教職課程履修が散見される。これらの学生の教職課程の学修を通じた成長を支援することは、教員養成大学ではない本学にとっては、重要な社会的役割のひとつであると考えられる。一方で、これらの学生たちが無事、履修基準を満たし、教育実習を受講する場合、学校教育現場で実習生の指導に当たる教員の負担は重くならざるを得ない。現状ではこの問題については大学側と実習先それぞれの

実習担当教員が情報を共有しつつ連携して当たっている。

これに対しては、令和5（2023）年度以降の教職課程委員会において、現在まで生じた問題を共有し、また適切な実習先学校との連携の仕方について検討を開始する。また、同時に教育実習の履修基準の見直しの検討を開始し、学生の学ぶ権利と大学・学校側で可能な合理的配慮について十分に配慮しながら、あるべき基準を考えていき、令和6（2024）年度末を目途に改定案をまとめる。

<根拠となる資料・データ等>

履修要項（諸資格課程：I．教職課程）、教職課程ガイダンス資料、教職課程履修カルテ

《2-1-③》

「卒業認定・学位授与の方針」も踏まえて、当該教職課程に即した適切な規模の履修学生を受け入れている。

〔現状説明〕

教職課程の履修受入（登録）は特定の人数を定めてはいないため、上記のように、希望した学生は全て教職課程に登録することが可能である。

〔長所・特色〕

学生の希望に応じて教職課程への登録を認めていることで、各学部・学科における学修の成果を、教職を通じて社会に還元したいという学生の要求に十分にこたえることができる点が、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

上述のような学生の希望を最大限に尊重する仕組みにおいては、途中で進路を変更し、教職を断念する学生が一定数生じてくる。これらを「自然淘汰」とみるか、あるいは事前の選考の不十分さとみるかは、これまでも学内で議論が分かれてきたところである。これに対しては、2-1-①の課題とも関連するため、同様の対応を取る。即ち、令和5（2023）年度以降の教職課程委員会において、現在まで生じた問題を共有し、委員会内での議論を行った後、全学での議論にゆだねる。

<根拠となる資料・データ等>

履修要項（諸資格課程：I．教職課程）、教職課程ガイダンス資料、教職課程履修カルテ

《 2 - 1 - ④ 》

「履修カルテ」を活用する等、学生の適性或資質に応じた教職指導が行われている。

〔現状説明〕

紙媒体の履修カルテを学生に配布し、単位を取得した科目やその内容、また介護等体験や教育実習などの状況を記載させている。このカルテについては、定期的に教科教育法や教育実習の科目担当者などの教職員が確認し、指導の材料としている。

〔長所・特色〕

上記のように学生の記載内容を、日頃学生との接触が多く、学生の適性或資質を理解できる立場にある教職員が確認することで、指導に役立てられる点が、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

紙媒体であることで、学生によっては情報が十分に記載しきれない。また、紛失し書き直したという事例も過去にはあった。学生指導に関わるその他の教職員、例えば、学生のゼミナール担当教員、学科担当職員などがこのような資料を活用して指導に役立てることが困難などの課題があり、総じて、やや記録性やアクセスしやすさに欠けるところがある。

これに対しては、カルテの電子化（例：eポートフォリオの導入）を今後考えていく必要がある。そこで、令和5（2023）年度の教職課程委員会において、現在まで生じた問題を共有し、委員会内での議論を行い、令和6（2024）年度以降のカルテの電子化について、予算化の可能性を含めて大学当局との議論を進めていく。

<根拠となる資料・データ等>

教職課程履修カルテ、履修要項（諸資格課程：I. 教職課程）、教職課程ガイダンス資料

基準項目 2 - 2 教職へのキャリア支援

《 2 - 2 - ① 》

学生の教職に就こうとする意欲や適性を把握している。

〔現状説明〕

上記 2 - 1 でも記述したように、学生の希望や意欲を重視して教職課程の履修を認め、また学年進行に応じて履修単位数を確認して教育実習の履修の可否を判断する、教職課程履修カルテを活用して学生への指導を行うなどを通じて、学生の教職に就こうとする意欲や適性を把握している。

〔長所・特色〕

学生とよく接触する機会のある教職員が連携して学生情報を共有し、学生の教職に就こうとする意欲や適性を把握することが可能となっている。これは、本学の教職員が学生を支援するという目的によって協働し、円滑なコミュニケーションを常に保っていることに

よるものであり、この点は本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

教職員の連携については完全とは言えず、中には教職課程や学生情報の共有についての理解が不十分である教員も存在する。これに対しては、令和5（2023）年度の教職課程委員会において、従来の委員会でも行ってきたような、教職課程委員会時における学生情報の共有の機能をより強化する。また、教職課程委員会メンバーの、ゼミナール担当教員と教職課程委員会を接続する役割をより明確化し、委員会時に繰り返し理解と協力を求めていく。

<根拠となる資料・データ等>

教職課程委員会資料での議事

《2-2-②》

学生のニーズや適性の把握に基づいた適切なキャリア支援を組織的に行っている。

〔現状説明〕

上記2-1、また2-2-①でも記述したように、様々な機会や方法を通じて、学生の教職に就こうとする意欲や適性を把握し、キャリア支援の機会を持っている。これは組織的にまた個々の教職員がそれぞれの立場から支援を行い、それを委員会で共有している。

〔長所・特色〕

個々の教職員がそれぞれの立場から支援を行い、それを委員会で共有するという形式は、現在のところ適切に機能している。またこれは《2-2-①》でも記述したとおり、教職員が学生を支援するという目的によって協働し、円滑なコミュニケーションを常に保っていることで可能になっていることであり、これらの点は本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

教職員が学生を支援するという目的によって協働し、円滑なコミュニケーションを常に保っていることで可能になっているという仕組みは、2-2-①でも指摘したように属人的な要素が大きい。従って、今後の学生支援を考えると、やはり組織的なキャリア支援の取組みについて検討する必要がある。これに対しては、令和5（2023）年度の教職課程委員会において、学生のキャリア支援について、本学キャリア支援課との連携強化の検討を開始する。

<根拠となる資料・データ等>

教職課程ガイダンス資料、教職課程委員会資料（大学推薦、採用試験、臨時的任用教員、免許状取得者の進路に関する資料等）

《 2 - 2 - ③ 》

教職に就くための各種情報を適切に提供している。

〔現状説明〕

各自治体から寄せられる教員採用試験情報、また説明会情報、公立及び私立の中・高等学校からの教員採用に関する情報などは、教育支援課から情報ポータルを通じて、該当する学生に一律に提供している。そのような情報は、学生と同時に教育実習担当教員にも提供されている。また、必要に応じてキャリア支援課とも情報共有が行われている。

〔長所・特色〕

教育支援課の職員が窓口となり、学生と関係教員に対し、一律にかつ速やかに情報の提供を行っている。そのため、情報の滞留や混乱がなく、公平に情報提供がなされている点が、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

上述のような長所がある一方で、情報ポータルに多数の情報が集まることで、重要な情報が見落とされて学生に伝わらないことがある。そのため、教職課程履修者のうち希望者向けに、LINE や Twitter などの SNS を活用しての補助的な情報伝達について、令和 5 (2023) 年度以降の教職課程委員会において検討する。

< 根拠となる資料・データ等 >

教職課程ガイダンス資料、教職課程委員会資料 (大学推薦、採用試験、臨時的任用教員、免許状取得者の進路に関する資料等)

学生への連絡：本学情報ポータルからの連絡・周知

教員への連絡：メールによる連絡

《 2 - 2 - ④ 》

教員免許状取得件数、教員就職率を高める工夫をしている。

〔現状説明〕

上記 2 - 1、2 - 2 - ①、2 - 2 - ②でも記述したように、学生についての情報共有を行い、学生に対して教職員が様々な機会をとらえて指導を行っている。また、教員採用試験については、一次試験 (筆記試験) および二次試験 (主に面接) の対策として、外部専門学校による講座を導入している。これは主にこども発達学科を対象とし、学科の予算によって「東京アカデミー」へ講座開講を依頼し、対策講座を開いている。加えて、学科や各教員による学生の学力に応じた継続的な指導などが行われている。さらに、期限付教員、時間講師を希望する学生へのガイダンスや手続きなどに対する支援も行っている。

〔長所・特色〕

上記の「各教員による学生の学力に応じた継続的な指導」は、大部分は教員の自主的・

自発的な指導であり、それによって多くの学生が教員採用試験に合格している。このような学習及び学生支援の文化が醸成され、適切に機能している点が、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

2-2-①、2-2-②でも指摘したが、教員の自主的・自発的な指導には属人的な要素が大きい。しかし一方で、外部講師による講座の受講を促進すれば学生の学習がより進み、合格率が向上するとも考えられない。これに対しては、全学的に教員の自主的・自発的な指導をサポートし、個々の教員の努力に報いる仕組みの構築が必要であると考えられる。この問題について、令和5（2023）年度以降、全学の理解を求めていく。

＜根拠となる資料・データ等＞

札幌学院大学ホームページ（参照日：令和5年2月17日）

（教育職員免許状(教職課程)）

<https://www.sgu.ac.jp/qualification/katei/kyoushoku.html>

（教員の養成の状況についての情報の公表）

https://www.sgu.ac.jp/qualification/katei/kyoushoku_info.html

札幌学院大学シラバス（参照日：令和5年2月17日）

<https://newportal.sgu.ac.jp/campusweb/slbsskgr.do>

（令和4年度講義：全学共通特別演習A（3）、（5）、B（4）、（5））

教職課程ガイダンス資料、こども発達学科資料（東京アカデミーによる教員採用試験対策講座資料）

《2-2-⑤》

キャリア支援を充実させる観点から、教職に就いている卒業生や地域の多様な人材等との連携を図っている。

〔現状説明〕

教職課程の様々な専門科目の中で、教職に就いている卒業生、現職の教員、地域の多様な人材等との連携を図るべく、講師としての招聘を行っている。また、「札幌学院大学教師教育研究協議会」として、毎年1月初旬に卒業生教員を大学に招いた講演会及び校種・教科ごとのワークショップを行っている。また、こども発達学科においては、8月に「授業づくりセミナー」として同様の企画を行っている。これらを通じて、学生の学修および先輩との交流の機会を作っている。

〔長所・特色〕

講師招聘に対して大学が理解を示し、十分な予算配置を行っている。また、「札幌学院大学教師教育研究協議会」および「授業づくりセミナー」においては、卒業生教員が在学生のために快く来学し、意欲的に学修・交流の場を持つことが常態化している。このような現状は本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

これらの企画においては、できるだけ多くの学生及び卒業生教員、また多様な地域の人材の参加が可能になるよう、適切な日程を設定する必要がある。これについては毎年の課題となっているが、令和5（2023）年度以降も継続的な議論を続けていく必要がある。

＜根拠となる資料・データ等＞

教職課程委員会資料（学外講師招聘、教師教育研究協議会）、
こども発達学科主催事業の資料（授業づくりセミナー）

基準領域3 適切な教職課程カリキュラム

基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施

＜3-1-①＞

教職課程科目に限らず、キャップ制を踏まえた上で卒業までに修得すべき単位を有効活用して、建学の精神を具現する特色ある教職課程教育を行っている。

〔現状説明〕

本学では令和4（2022）年度現在、教職課程に関係する科目の多くをキャップ制に含まれない科目として配置・開講している。その意味で、全学的にキャップ制が踏まえられている状況にはない。この弊害として、学生によっては、各学部・学科で規定している年間単位数の上限を大幅に超える科目数について履修登録を行っていたことがあげられる。これに加え、建学の精神やDPと教職課程教育との関連も明示的ではない。

〔長所・特色〕

なし。

〔取り組み上の課題〕

上記の問題点への全学的な対応として、令和5（2023）年度から、一部の教職課程に関係する科目をキャップ制の中に組み込み、かつ、一定数以上の単位数を履修登録した学生について、単位修得に必要な事前・事後学習を十分遂行できるかという点から修学指導の対象とすることとなった。これらの対応は学生の充実した学習を保証するものではあるが、一方で、他学科履修によって取得可能であった免許教科の取得が難しくなるという欠点もある。これについて、どのように対処していくかが今後の課題である。また、建学の精神や教職課程教育との関連については、令和6（2024）年度分から履修要項に記載するべく、令和5（2023）年度に委員会での検討を開始する。

＜根拠となる資料・データ等＞

履修要項、
札幌学院大学シラバス（参照日：令和5年2月17日）、
<https://newportal.sgu.ac.jp/campusweb/slbsskgr.do>

札幌学院大学ホームページ（参照日：令和 5 年 2 月 17 日）

（大学評価について）<https://www.sgu.ac.jp/information/hyouka.html>

《 3 - 1 - ② 》

学科等の目的を踏まえ、教職課程科目相互とそれ以外の学科科目等との系統性の確保を図りながら、コアカリキュラムに対応する教職課程カリキュラムを編成している。

〔現状説明〕

学科等の目的を踏まえ、教職課程科目相互とそれ以外の学科科目等との系統性の確保を図るという点においては、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則に従った科目構成にはなっているが、明示的ではない。一方で、文部科学省の「教職課程認定基準」に基づくコアカリキュラムに即しているなど、コアカリキュラムに対応する教職課程カリキュラムは適切に編成されている。

〔長所・特色〕

コアカリキュラムに対応する教職課程カリキュラムが適切に編成されていることは、本学の特色である。

〔取り組み上の課題〕

上述のように、学科等の目的を踏まえ、教職課程科目相互とそれ以外の学科科目等との系統性の確保を図るという点が明示的ではないことは課題である。これに対しては、各学科の教職に対する基本的な考え方を明らかにしつつ、議論を進める必要がある。これについては、この報告書をもとに、令和 5（2023）年度の教職課程委員会において課題を共有し、各学科の協力を求めつつ検討を行い、令和 6（2024）年度を目途に改定案をまとめる。

< 根拠となる資料・データ等 >

履修要項、

札幌学院大学 教職課程に係るシラバス作成ガイドライン（令和 6 年 1 月 12 日作成）、

札幌学院大学シラバス（参照日：令和 5 年 2 月 17 日）、

<https://newportal.sgu.ac.jp/campusweb/slbsskgr.do>

札幌学院大学ホームページ（参照日：令和 5 年 2 月 17 日）

（大学評価について）<https://www.sgu.ac.jp/information/hyouka.html>

《 3 - 1 - ③ 》

教職課程カリキュラムの編成・実施にあたり、教員育成指標を踏まえる等、今日の学校教育に対応する内容上の工夫がなされている。

〔現状説明〕

教員育成指標を踏まえる等、今日の学校教育に対応する内容上の工夫は、各教員の授業においてはなされているが、教職課程カリキュラムの編成・実施にあたり、全体的になさ

れている現状にはない。

〔長所・特色〕

教員育成指標を踏まえる等、今日の学校教育に対応する内容上の工夫を各教員が意識的に行い、授業において実現していることは特色と言える。

〔取り組み上の課題〕

上述のように、教職課程カリキュラムの編成・実施にあたり、今日の学校教育に対応する内容上の工夫が全体的・組織的になされている現状にはないことが課題である。これに対しては、カリキュラムの編成について大きく見直す必要が生じるため、簡単に取り組みする課題とは言えない。従って、この報告書をもとに、令和5（2023）年度の教職課程委員会において課題を共有し、各教員の協力を求めつつ検討を行い、令和6（2024）年度を目途に改定案をまとめる。

<根拠となる資料・データ等>

札幌学院大学シラバス（参照日：令和5年2月17日）、
<https://newportal.sgu.ac.jp/campusweb/slbsskgr.do>

《3-1-④》

今日の学校におけるICT機器を活用し、情報活用能力を育てる教育への対応が充分可能となるように、情報機器に関する科目や教科指導法科目等を中心に適切な指導が行われている。

〔現状説明〕

情報機器に関する科目や教科指導法科目等を中心に適切な指導が行われている。これに加えて令和4（2022）年度から、情報機器を利用した教育に焦点化した科目を新設、あるいはカリキュラムに付加し、今日の学校におけるICT機器を活用し、情報活用能力を育てる教育への対応が充分可能となるように配慮している。

〔長所・特色〕

本学では情報機器に関する科目（コンピュータ基礎）を教養科目として設置しており、教育職員免許状の取得を目指す学生はこの科目を履修して、ICTの専門的な知識や技量を有する教員から、ICTの利用や情報モラルなどについての実践的な教育を受けている。また、各教員の努力により、教科指導法科目等を中心にICTを利用した授業づくりなどについて、適切な指導が行われている。これらの点が、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

教科教育法等については、それぞれの教員が個人的な経験や技量を発揮して指導に当たっているが、情報処理についての専門の教員ではないため、十分な教育ができているかという点においては不安がある。本学には前述のようにICTを専門とする教員が複数所属す

るため、その協力が求められる。また、ICTの専門的な知識だけではなく、それが各教科の専門的な知識と適切に統合された形で学生に提供されることが望ましい。これに対しては、全学的にICTを専門する教員の講義負担などを考慮し、同時に教科教育法の教員にもそれらICTを専門と知る教員との意識的な連携を求めていくことが必要である。この問題について、令和5（2023）年度以降、全学の理解を求めていく。

<根拠となる資料・データ等>

履修要項、
札幌学院大学シラバス（参照日：令和5年2月17日）、
<https://newportal.sgu.ac.jp/campusweb/slbsskgr.do>

《3-1-⑤》

アクティブ・ラーニング（「主体的・対話的で深い学び」）やグループワークを促す工夫により、課題発見や課題解決等の力量を育成している。

〔現状説明〕

教職課程の授業のみならず、1年次からの学部・学科の様々な授業を通じて、アクティブ・ラーニングやグループワークを促す工夫が行われ、課題発見や課題解決等の力量を育成している。

〔長所・特色〕

クラス機能を持たせた初年次教育の科目や、少人数制のゼミナール、その他学部・学科の多様な授業において、アクティブ・ラーニングやグループワークが行われていることは、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

課題は特にない。

<根拠となる資料・データ等>

履修要項、
札幌学院大学シラバス（参照日：令和5年2月17日）、
<https://newportal.sgu.ac.jp/campusweb/slbsskgr.do>

《3-1-⑥》

教職課程シラバスにおいて、各科目の学修内容や評価方法等を学生に明確に示している。

〔現状説明〕

教職課程のシラバスにおいて、各科目の学修内容や評価方法等を学生に明確に示している。

〔長所・特色〕

教職課程のシラバスだけでなく、全ての科目のシラバスにおいて、各科目の学修内容や評価方法等を学生に明確に示していることは、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

課題は特にない。

<根拠となる資料・データ等>

シラバス作成ガイドライン（札幌学院大学 全学教務委員会）、
札幌学院大学シラバス（参照日：令和5年2月17日）、
<https://newportal.sgu.ac.jp/campusweb/slbsskgr.do>

《3-1-⑦》

教育実習を行う上で必要な履修要件を設定し、教育実習を実りあるものとするよう指導を行っている。

〔現状説明〕

教育実習を実りあるものとするよう、教育実習を行う上で必要な履修要件を設定し、学年進行に応じて複数回の確認をおこない、その結果に応じた指導を行っている。

〔長所・特色〕

2-1-②、2-2-①で既述のように、複数の機会（前期履修登録後、後期履修登録後、後期成績確定後、ほか事前指導での取組等）によって本学独自の履修要件を満たしているかを確認し、複数の教職員の連携によって学生の状況に応じた指導を行っていることが、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

課題は特にない。

<根拠となる資料・データ等>

履修要項（諸資格課程：I. 教職課程）

《3-1-⑧》

「履修カルテ」等を用いて、学生の学修状況に応じたきめ細かな教職指導を行い、「教職実践演習」の指導にこの蓄積を活かしている。

〔現状説明〕

「履修カルテ」等を用いて、また日ごろの指導・観察や情報共有を通じて、各教職員は学生の学修状況に応じたきめ細かな教職指導を行っている。「教職実践演習」の指導にこれらの蓄積は当然活かされているものの、明示的ではない。

〔長所・特色〕

教科教育法の担当教員および教職専門科目の担当教員が、日ごろの指導・観察や情報共有を通じて得られた学生の学修状況への理解に基づき、それぞれの教員の専門性を活用して、教職実践演習を実施していることが、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

上述のように、教職実践演習を実施する上で、学生の学修状況への理解に基づくことは、当然の前提とはされているが、それが明示的にはなっていないことは課題と言える。これに対しては、この報告書の結果を踏まえ、令和5（2023）年度からシラバスへの明記を行っていく。

＜根拠となる資料・データ等＞

教職課程履修カルテ、
札幌学院大学シラバス（参照日：令和5年2月17日）、
<https://newportal.sgu.ac.jp/campusweb/slbsskgr.do>

基準項目 3-2 実践的指導力育成と地域との連携

＜3-2-①＞

取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する機会を設定している。

〔現状説明〕

小学校教職課程では「教職基礎演習」、「教職特別演習」、各教科教育法科目において、中高教職課程では、教育実習の前提となる「教職特講」などの科目において、学校見学や模擬授業を積極的に取り入れ、指導案作り、板書、ICTの活用など、学生が取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する機会を設定している。

〔長所・特色〕

上述の科目において、各学生が模擬授業を複数回経験し、取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を徐々に育成する機会を設定しているのは、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

課題は特にない。

＜根拠となる資料・データ等＞

札幌学院大学シラバス（参照日：令和5年2月17日）、
<https://newportal.sgu.ac.jp/campusweb/slbsskgr.do>
教育実習事前事後指導資料、教職課程委員会資料

《 3 - 2 - ② 》

様々な体験活動（介護等体験、ボランティア、インターンシップ等）とその振り返りの機会を設けている。

〔現状説明〕

様々な体験活動が設けられている。この中で授業科目として設置しているものは、教職課程設置科目及びこども発達学科専門科目の「介護等体験（小中免許取得者必修）」、こども発達学科専門科目「地域連携マネジメント（小学校免許取得者必修）」、教養科目「地域貢献」、「地域貢献活動」であり、十分な振り返りの機会が設けられている。また「地域の子どもとの連携活動（SGU 遊ベンチャー）」が、人間科学科の教育事業として行われている。その他、教育委員会主導の「学校ボランティア」については、2年次以上の教職課程登録者に大学として情報提供を行い、例年一定数の参加者はいるが、「学校体験活動」のような科目として設置されてはいない。

〔長所・特色〕

大学の教育活動として、教養科目「地域貢献」、「地域貢献活動」、こども発達学科専門科目「地域連携マネジメント」および、ボランティア活動「地域の子どもとの連携活動（SGU 遊ベンチャー）」が運営されている。これらの活動は、子どもとのレクリエーション活動やものづくり活動を行うことを目的に、教員の指導の下、学生が自主的に企画立案、モノづくりの準備（材料の選定、試作、設計図の作成、子どもへの説明の作成）、また子どもたちとの交流について経験し、学ぶ機会を提供している。これはユニークな試みであって、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

科目として設置している活動、また大学の教育事業として行われている活動については十分な振り返りの機会があるが、教育委員会主導の学校ボランティアについては、活動が学生や派遣先学校に委ねられ、また、授業科目ではないが故に、指導担当の教員も特に定められていないため、振り返りの機会が少ないことが課題である。これに対しては、派遣前の事前学習・指導、活動のレポート課題や報告書などを課し、ゼミナール担当教員（担任）にも協力を得て確認することで、学生に振り返りの機会を持たせることが重要である。

また、ボランティア活動の科目化については、以前から、教職課程委員会において、話題とし検討をしているが、「ボランティア」という自主的活動を単位に結び付けることによる活動意欲など、懸案事項があり、「学校体験活動」の科目設置については、引き続き、検討の必要がある。これらについて、令和5（2023）年度の教職課程委員会では、引き続き、現状を共有、課題について検討を開始し、令和6（2024）年度を目途に一定の方向性を定めたい。

＜根拠となる資料・データ等＞

履修要項、

札幌学院大学シラバス（参照日：令和5年2月17日）、

<https://newportal.sgu.ac.jp/campusweb/slbsskgr.do>

《 3 - 2 - ③ 》

地域の子どもの実態や学校における教育実践の最新の事情について学生が理解する機会を設けている。

〔現状説明〕

地域の子どもの実態を理解する機会としては、3 - 2 - ②で記した、「地域連携マネジメント（小学校免許必修科目）」および、「地域の子どもとの連携活動（SGU 遊ベンチャー）」などを提供している。また、学校における教育実践の最新の事情については、1 - 2 - ②、2 - 2 - ⑤で記したように、現職の教員を教職関連科目において招聘し、学生が理解する機会を設けている。

〔長所・特色〕

上述の科目や「地域の子どもとの連携活動（SGU 遊ベンチャー）」など、学生が実際の体験を通じて学習できる機会を提供していること、また、学校における教育実践の最新の事情の理解に関し、現職の教員の協力が得られることは、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

課題は特にない。

＜根拠となる資料・データ等＞

履修要項、教職課程委員会資料（学外講師招聘）、
札幌学院大学シラバス（参照日：令和5年2月17日）、
<https://newportal.sgu.ac.jp/campusweb/slbsskgr.do>

《 3 - 2 - ④ 》

大学ないし教職課程センター等と教育委員会等との組織的な連携協力体制の構築を図っている。

〔現状説明〕

大学・教職課程委員会と教育委員会等とは、折々の情報共有や教育実習などの運営を通じて連携協力体制にあるが、組織的な体制の構築を図ってはいない。

〔長所・特色〕

大学・教職課程委員会と教育委員会等とは、折々の情報共有や教育実習などの運営を通じて連携協力体制にあることが長所である。

〔取り組み上の課題〕

大学・教職課程委員会と教育委員会等との組織的な連携協力体制の構築を図るとすれば、どのような内容について、どの点まで連絡協力をするのか、また組織的とはどのように行

うのかについて、本学では全く議論されてきていないことが課題である。これらについて、本報告書をもとに、令和5（2023）年度の教職課程委員会で現状を共有、課題について検討を開始し、令和6（2024）年度を目途に一定の方向性を定める。

<根拠となる資料・データ等>

札幌市教育委員会（小学校長会、中学校長会を含む）、江別市教育委員会からの教育実習に関する資料、北海道特別支援学校教育実習連絡協議会での実習調整経過資料（メール）

《3-2-⑤》

教職課程センター等と教育実習協力校とが教育実習の充実を目標に連携を図っている。

〔現状説明〕

教職課程委員会と教育実習協力校とは、教育実習の充実を目標に、母校実習の場合は実習予定者の学生を通じて、札幌市、江別市や北海道外の一部自治体などの場合には教育委員会を仲介に、連携を図っている。

〔長所・特色〕

上記現状説明における連携について、教育実習担当教員、各学生のゼミナール担当教員（担任教員）、更に教職課程担当の事務職員（教育支援課）などが実習協力校との連携に協力することで、学生の円滑な教育実習に尽力しているのが、本学の長所であり、特色である。

〔取り組み上の課題〕

上述のように、多様な教職員が実習協力校との連携に協力している一方で、2-1-①で記したように、心や体の健康に課題や障害のある学生が教育実習を受講する場合の、本学と教育実習校との連携には、学校種の対応によっては、不十分さもあることが課題である。これに対しては、令和5（2023）年度以降の教職課程委員会において現在まで生じた問題を共有したり、対応事例を参考にしたりなど、適切な実習先学校との連携の仕方について検討を開始する。

<根拠となる資料・データ等>

教職課程委員会資料（教育実習事前事後資料関係、教育実習訪問指導について、教育実習日程資料（実習中毎月の議題）、口頭での情報交換）、ほか、活字資料ではないが、学生の情報共有等はメール等でも行っている。

Ⅲ. 総合評価

上述の項目ごとの評価をまとめたものが下表となる。

このようにまとめてみると、本学においては、既に適切な取り組みが行われていると考えられる項目が5つあった。これらは、「基準領域3 適切な教職課程カリキュラム」の項目に含まれるものであり、概ね現状においても適切に運営されているといえることができる。これらの項目については現状を適切に維持するべく努力していく必要がある。

また、令和5（2023）年度から改善に向けての対応が可能な項目が8つあった。基準領域1～3にまたがるこれらの項目は、全学あるいは各学科での議論を必要とせず、主に教職課程委員会における議論や決定によって改善が可能なものである。これらについては、時宜を逸せず、教職課程委員会の議題としていくことが求められる。

問題となるのは、令和5（2023）年度に検討を開始することが考えられる18項目であろう。これらは、第一段階として教職課程委員会の議論・決定を経た後、全学的な議論・決定を行うことによって、改善に向けての取り組みが可能となる事項と言える。従って、ある程度の改善を見るのは令和6（2024）年度かそれ以降が想定される。

このように、本自己点検評価の各基準項目の観点からは、本学の状況には様々な課題があり、更にそれらへの取り組みを速やかに行うことが難しいのは明らかである。しかし一方で、これらの課題の解決のために、拙速に議論を進めて全学的な構造や運営に何らかの齟齬が生じるよりは、いったん立ち止まり、本学における教職課程の在り方、また全学的な協力体制を改めて見直すことが必要であろう。そして、これらの項目によって見えてきた本学の特色あるいは課題を、全学の教員がどのように捉え、どのように改善していきたいと考えるかを改めて真剣に議論する機会とすることこそが重要であり、また自己点検評価の目的に叶うことであると考えられる。

対応カテゴリー	項目番号	説明
特段の新規対応の必要なし（5項目）	3-1-⑤、⑥、⑦ 3-2-①、③	既に適切な取り組みが行われており、現状維持のための努力が求められる事項
令和5（2023）年度から対応可能（8項目）	1-1-② 1-2-②、③ 2-1-⑤ 2-2-①、③、⑤ 3-1-⑧	主に教職課程委員会における議論・決定によって改善に向けての取り組みが可能となる事項
令和5（2023）年度に検討開始（18項目）	1-1-①、③ 1-2-①、④、⑤ 2-1-①、②、③、④ 2-2-②、④ 3-1-①、②、③、④ 3-2-②、④、⑤	教職課程委員会の議論・決定を経た後、全学的な議論・決定を行うことによって、改善に向けての取り組みが可能となる事項

IV 「教職課程自己点検評価報告書」作成プロセス

- ・令和 3(2021)年 5 月 13 日 (第 2 回教職課程委員会)
全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組み導入についての情報共有
- ・令和 3(2021)年 10 月 14 日 (第 7 回教職課程委員会)
全私教協からの「教職課程自己点検評価報告書」作成の手引き」の情報共有
- ・令和 3(2021)年 12 月 9 日 (第 9 回教職課程委員会)
教職課程委員会として、自己点検評価に取り組むことの検討
- ・令和 3(2021)年 12 月 23 日 (第 8 回大学協議会)
「教職課程自己点検評価の実施」について、学長提案により、教職課程委員会を中心に実施することが決定され、教職課程委員会に実施体制と実施方法を策定し、大学協議会に提案するよう要請
- ・令和 4(2022)年 1 月 13 日 (第 10 回教職課程委員会)
教職課程委員会にて「教職課程自己点検評価の実施案」について審議・決定
- ・令和 4(2022)1 月 27 日 (第 9 回大学協議会)
学部教授会、研究科委員会の議を経て、大学協議会にて「教職課程自己点検評価の実施」プロセスについて承認
- ・令和 4(2022)年 2 月～3 月
教職課程自己点検評価報告書作成のためのワーキンググループ（以下 WG）作成、検討開始
- ・令和 4(2022)6 月 16 日 (第 3 回教職課程委員会)
全私教協第 41 回記念研究大会での自己点検評価に関する情報共有
- ・令和 4(2022)9 月 15 日 (第 5 回教職課程委員会)
全私教協作成の手引きに従い、本学に合致する様式の検討、教職課程委員会による承認
- ・令和 4(2022) 9 月以降
本学教職課程委員長による素案の執筆、WG メンバーによる加筆修正
- ・令和 4(2022)年 12 月 8 日 (第 8 回教職課程委員会) 経過報告
- ・令和 5(2023)年 1 月 12 日 (第 9 回教職課程委員会) 経過報告
- ・令和 5(2023)年 2 月 9 日 (第 10 回教職課程委員会) 経過報告
- ・令和 5(2023)年 3 月 9 日 (第 11 回教職課程委員会) 経過報告、報告書内容検討
- ・令和 5(2023)年 3 月末まで 教職課程委員による内容再確認、報告書の完成
- ・令和 5(2023)年 4 月 13 日 (第 1 回教職課程委員会) 報告書確認、完成
- ・令和 5(2023)年 4 月 20 日 (学部教授会、研究科委員会) 報告書確認
- ・令和 5(2023)年 4 月 27 日 (第 1 回大学協議会) 報告書承認
- ・令和 5(2023)年 4 月 28 日 全私教協へ提出
- ・令和 5(2023)年 5 月 大学 HP における公開 (予定)

V 現況基礎データ一覧

令和4年5月1日現在

法人名 学校法人 札幌学院大学					
大学・学部名 (教職課程認定のある学部、研究科) 札幌学院大学 人文学部、法学部、経済経営学部 札幌学院大学大学院 法学研究科 (教職課程認定のない学部、研究科) 札幌学院大学 心理学部 札幌学院大学大学院 臨床心理学研究科、地域社会マネジメント研究科					
学科・コース名 (教職課程認定のある学部、研究科) 人文学部：こども発達学科、人間科学科、英語英米文学科 法学部：法律学科 経済経営学部：経済学科、経営学科 法学研究科：法学専攻 (教職課程認定のない学部、研究科) 心理学部：臨床心理学科 臨床心理学研究科：臨床心理学専攻 地域社会マネジメント研究科：地域社会マネジメント専攻					
1 卒業生数、教員免許状取得者数、教員就職者数等 (全学)					
① 昨年度卒業生数		570			
② ①のうち、就職者数 (企業、公務員等を含む)		440			
③ ①のうち、教員免許状取得者の実数 (複数免許状取得者も1と数える)		42			
④ ②のうち、教職に就いた者の数 (正規採用+臨時的任用の合計数)		27			
④のうち、正規採用者数		17			
④のうち、臨時的任用者数		10			
2 教員組織 (全体)					
	教授	准教授	講師	助教	その他 (学長)
教員数	70	20	17	0	1
相談員・支援員など専門職員数			9		